

### 承認第3号

#### 専決処分の承認を求めることについて

米原市都市計画税条例の一部を改正する条例（令和5年米原市条例第20号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和5年5月2日提出

米原市長 平尾道雄

#### 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）等が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、改正された法律による適用条項の整備を行うため、緊急に米原市都市計画税条例（平成17年米原市条例第49号）を改正する必要性が生じ、令和5年3月31日に米原市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専決処分書

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、専決処分する。

米原市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和 5 年 3 月 3 1 日

米 原 市 長 平 尾 道 雄

## 米原市都市計画税条例の一部を改正する条例

米原市都市計画税条例（平成 17 年米原市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

付則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改める。

付則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改める。

付則第 16 項中「第 10 項、第 14 項から第 18 項まで、第 20 項、第 21 項、第 25 項、第 28 項、第 32 項から第 36 項まで、第 39 項、第 40 項もしくは第 44 項」を「第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から第 35 項まで、第 38 項、第 39 項、第 43 項もしくは第 46 項」に改める。

### 付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の米原市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 5 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 4 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例付則第 16 項の規定の適用については、同項中「、第 43 項もしくは第 46 項」とあるのは、「もしくは第 43 項」とする。

米原市都市計画税条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>付 則            (法附則第 15 条第 32 項の条例で定める割合)            4 法附則第 15 条第 32 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。            (法附則第 15 条第 43 項の条例で定める割合)            5 法附則第 15 条第 43 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。            16 法附則第 15 条第 1 項、<u>第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から第 35 項まで、第 38 項、第 39 項、第 43 項</u>もしくは第 46 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 または第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「または第 33 項」とあるのは「もしくは第 33 項または附則第 15 条から第 15 条の 3 までもしくは第 63 条」とする。</p>	<p>付 則            (法附則第 15 条第 33 項の条例で定める割合)            4 法附則第 15 条第 33 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。            (法附則第 15 条第 44 項の条例で定める割合)            5 法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。            16 法附則第 15 条第 1 項、<u>第 10 項、第 14 項から第 18 項まで、第 20 項、第 21 項、第 25 項、第 28 項、第 32 項から第 36 項まで、第 39 項、第 40 項</u>もしくは第 44 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 または第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「または第 33 項」とあるのは「もしくは第 33 項または附則第 15 条から第 15 条の 3 までもしくは第 63 条」とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法律の改正にあわせて改正</li>   <li>・ 法律の改正にあわせて改正</li>   <li>・ 法律の改正にあわせて改正</li> </ul>